

最高人民法院による知的財産権の司法保護の全面的な強化に関する意見

法発〔2020〕11号

最高人民法院による知的財産権の司法保護の全面的な強化に関する意見

知的財産権の保護を強化することは、知的財産権保護制度を整備する上で最も重要な内容であり、中国の経済競争力向上への最大のインセンティブとなるものでもある。知的財産権の司法保護は、知的財産権保護体制における重要な力であり、かけがえのない主要な役割を發揮している。知的財産権の司法保護を全面的に強化することは、中国が国際的ルールを守り、国際的な約束を果たすための客観的なニーズであるばかりでなく、質の高い経済発展を推進し、より高いレベルで開放型経済の新たな体制を構築する上で内在的要求でもある。知的財産権の司法保護の全面的な強化の重大な意義を十分に認識し、知的財産権の司法保護サービス大局の出発点と目標・位置付けを正確に把握し、革新型国家の建設、社会主義近代化強国の建設、国家の統治システムと統治機能の近代化のために力強い司法サービスと保障を提供しなければならない。現在、人民法院による知的財産権の司法保護業務について、以下の通り意見を提出する。

一、全体的要求

1. 習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導を堅持し、中国共産党中央弁公庁、国务院弁公庁による「知的財産権裁判分野の改革・革新強化の若干問題に関する意見」「知的財産権保護の強化に関する意見」を着実に貫徹・実行し、「人民大衆が各司法事件において公平と正義を感じるように努力する」という目標をしっかりと捉え、大局に立った奉仕、人民のための司法、公正な司法を堅持し、司法的救済と制裁措置を十分に駆使し、知的財産権の訴訟手続の充実化を図り、知的財産権裁判体制や仕組みを健全化し、知的財産権に係る違法犯罪行為を効果的に抑止し、司法による知的財産権保護の水準を全面的に向上させ、知的財産権裁判体系と裁判能力の近代化の推進を加速し、革新駆動発展戦略の実施、安定的で公平かつ透明性のある予測可能なビジネス環境の育成のために力強い司法サービスと保障を提供する。

二、各種の事件の特徴に立脚し、権利者の合法的權益を確実に守る

2. 科学技術イノベーション成果の保護を強化する。専利の権利付与・権利確定に係る行政事件の司法解釈を制定し、専利審査行為を規範化し、専利権付与の質の向上を促進する。専利、植物新品種、集積回路配置設計、コンピュータソフトウェア等の知的財産権事件の裁判業務を強化し、知的財産権の保護範囲、強度とその技術への貢献度の相互対応を実現し、科学技術の進歩と革新を促進し、経済社会の発展における科学技術の下

出典：最高人民法院 2020年4月21日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html>

支え役、牽引役としての役割を十分に発揮する。医薬品専利の司法保護に関する研究を強化し、医薬品研究開発の革新力を刺激し、医薬品産業の健全な発展を促進する。

3. 商標権益の保護を強化する。商標標章の類似度、商品の類似度、保護を求める商標の識別性及び知名度等の要素を総合的に考慮し、法により商標権侵害事件及び商標の権利付与・権利確定事件の裁判をし、商標標章の識別度と区別度を強化する。法律規則を十分に活用し、法律によって付与された裁量範囲内において悪意ある商標の冒認出願行為を効果的に規制する解釈を行い、商標登録出願秩序の正常化と規範化を促進する。馳名商標の保護を強化し、周知の馳名事実と結び付けて、法により商標の馳名に対する商標権者の挙証負担を軽減する。地理的表示の保護を強化し、法により地理的表示と一般的な商標との権利衝突を適切に処理する。

4. 著作権及び関連権利の保護を強化する。作品毎の特徴に応じて、作品の独創性の判断基準を適切に把握する。情報ネットワーク技術の発展と著作権、関連権利保護との関係を適切に処理し、創作者、伝承者、ビジネス経営者及び社会公衆の利益バランスを統一的に計画・配慮し、創作の奨励、産業発展の促進、基本的な文化権益の間の関係をよく調整し、文化の革新と業態の発展を促進する。法によりスポーツ試合、電子競技の伝播紛争等新タイプの事件を適切に審理し、新業態の規範化した発展を促進する。著作権訴訟における権利擁護モデルの関連問題の研究を強化し、法により各方面の利益バランスを取り、不正な営利行為を防止する。

5. 営業秘密の保護を強化する。営業秘密侵害の民事紛争と刑事犯罪の境界を正確に把握する。民事訴訟における挙証責任規則を合理的に適用し、法により権利者の権利擁護負担を軽減する。営業秘密侵害に係る犯罪行為の認定基準を整備し、重大な損失の計算範囲と方法を規範化し、ビジネスにおける損害の軽減又は安全の再保障のために生じた合理的な救済コストを、刑事事件において「重大な損失を引き起こした」又は「特に深刻な結果をもたらした」と認定するための根拠とすることができる。機密ビジネス情報等の営業秘密の保護を強化し、企業の公平な競争、人材の合理的な流動を保障し、科学技術の革新を促進する。

6. 電子商取引プラットフォーム上の権利侵害認定規則の充実化を図る。インターネット上の知的財産権侵害行為への取締・整備を強化し、権利者の電子商取引プラットフォームにおける権利擁護の要望に効果的に対応する。「通知→削除」等を含めた電子商取引プラットフォーム整備規則の充実化を図り、権利者のインターネットにおける権利擁護ルートを円滑化させる。インターネット上の知的財産権侵害をめぐる紛争及び悪意ある苦情申立等の不正競争紛争を適切に審理し、法により誤った撤去の通知をした善意の通知者の責任を免除し、電子商取引プラットフォームによる法定義務の履行を督促・指導し、電子商取引プラットフォームの健全な発展を促進するとともに、権利濫用、悪意ある苦情申立等の行為者の法的責任を追及し、各方面の利益バランスを合理的に取るよ

出典：最高人民法院 2020年4月21日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html>

うにしなければならない。

7. 知的成果の移転・運用を積極的に促進する。法により知的財産の知的成果の移転、転化、運用過程における紛争を適切に審理し、当事者の意思自治への尊重、取引コストの削減といった精神を堅持し、知的成果の創造から運用までの各プロセスの法律関係、利益配分及び責任負担を合理的に定義し、法により職務発明と非職務発明を正確に定義し、職務発明の発明者の財産権を効果的に保護し、賞金及び専利実施報酬の取得といった研究開発者の合理的権益を保障する。

8. 法により知的財産権犯罪行為を処罰する。知的財産権侵害の犯罪行為を厳しく取り締まり、裁判を中心とする刑事訴訟制度の改革を更に推進し、法廷審理の実質的な要求を確実に実行し、鑑定手続を整備し、鑑定人出廷・証言制度及び「罪や罰を認めれば寛大な措置をとる刑事訴訟における制度」を規範化する。知的財産権に係る刑事上の法律関係と民事上の法律関係との境界を正確に把握し、罰金刑の適用を強化し、窃盗、脅迫、利益的誘惑等の不正手段による営業秘密の取得及び他の社会的危害性が大きい犯罪行為に対し、法により厳しくかつ重く処罰し、知的財産権犯罪に対する刑罰の処罰・抑止機能を効果的に発揮する。

9. 中国・外国主体の合法的権利を平等に保護する。法により国際貿易、外商投資等により引き起こされた涉外知的財産権紛争を適切に審理し、法による平等保護を堅持し、法により公証・認証手続を簡素化し、公正・効率的かつ権威のある紛争解決メカニズムの更なる健全化を図り、知的財産権司法の国際影響力及び公信力を強化する。

三、突出した問題の解決に取り組み、司法保護の実際の効果を強化する。

10. 知的財産権に係る権利擁護コストを確実に削減する。知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する司法解釈を制定し、挙証責任配分規則、挙証妨害排除制度及び証人出廷・証言制度の充実化を図り、電子データ証拠の収集手段を拡大し、電子証拠規則の適用を正確に把握し、法により当事者による証拠保全、調査・証拠収集の申請を支持し、当事者の挙証負担を軽減する。

11. 知的財産権に関する訴訟の期間を大幅に短縮する。繁雑・簡易分流の試行業務を積極的に展開し、事件を繁雑と簡易に分流し、その情状の軽重によって分離し、かつ簡易な事件を迅速に審理し、繁雑な事件を詳しく審理するよう推進する。知的財産権裁判方式の改革を深化させ、専利・商標に係る民事、行政手続のシームレスな統合を実現し、繰り返し訴訟を防止する。法により鑑定委託、訴訟中止、差戻し再審理等の審査基準を厳しく把握し、不要な時間浪費を減らす。法により知的財産権に係る行為保全の申請を支持し、裁判の適時な執行のための条件を作り出す。

12. 権利侵害の賠償額を効果的に上げる。工商税務部門、第三者ビジネスプラットフォーム、権利侵害者ウェブサイト又は上場文書に表示された関連データ及び業界の平均

利益率等を十分に活用し、法により権利侵害による利益獲得状況を確定する。知的財産権の市場価値、権利侵害者の主観的な過失及び権利侵害行為の継続時間、影響範囲、結果の深刻さ等の要素を総合的に考慮した上で、法定賠償額を合理的に確定する。情状が深刻な知的財産権侵害行為について、法により賠償額を高額に確定し、法により模倣品又は海賊版の商品及び主に権利侵害に使用された材料や工具を没収・破棄し、知的財産権侵害行為の再発を効果的に阻止する。

13. 法により不誠実な訴訟行為を阻止する。知的財産権に係る訴訟の悪意ある提起により生じた損害責任紛争を適切に審理し、法により弁護士代等の合理的な支出を含めた損害賠償請求を支持する。知的財産権管轄紛争に関する規則・ガイドラインを強化し、管轄の連結点の人為的な作り出し、管轄権の異議申立の濫用等悪意ある訴訟遅延行為を規制する。法院令状への違反、証拠偽造、悪意ある訴訟等不誠実な訴訟行為の全国信用調査システムへの取り入れを検討する。

14. 知的財産権に係る司法裁判を効果的に執行する。知的財産権事件の特徴を踏まえて、知的財産権事件の執行管轄規則を全面的に最適化する。行為保全と行為執行業務体制の整備を検討する。知的財産権裁判の執行に関する実施計画及び業務指南を制定し、情報化ネットワークでの捜査制圧、信用失墜行為に対する共同信用懲戒等の手段を十分に活用して裁判の執行に力を入れ、知的財産権裁判の効果的な執行を確保する。

四、体制・仕組みの構築を強化し、司法保護の全体的効果を向上させる

15. 知的財産権の専門的な裁判体系を健全化する。知的財産権裁判の現状、規律及び動向に基づき、専門法院の設置を検討・整備し、知的財産権事件の管轄法院の配置を最適化し、知的財産権事件上訴体制を整備し、裁判基準を統一し、知的財産権事件の専門化した審理、集中化した管轄、集約化した手続及び専門化した人員を実現する。

16. 「三審合一」裁判体制を深く推進する。知的財産権に係る民事、行政、刑事訴訟の「三審合一」裁判体制に適応した事件管轄制度と協調メカニズムを構築・整備し、知的財産権の司法保護の全体的効果を向上させる。異なる訴訟手続における証明基準の相違点を把握し、法により先行関連事件の裁判の既判力を取り扱い、知的財産権に係る刑事、行政、民事混合事件を適切に処理する。

17. 技術的事実究明体制を継続的に整備する。技術調査官の出所を適宜拡大し、全国の法院技術調査官人材データベースを充実化させ、技術調査官人材共有メカニズムを構築・健全化する。技術調査官、技術コンサルタント、技術鑑定者、専門家のアシスタントが訴訟活動に参画する技術的事実究明体制を構築し、技術的事実の究明の中立性、客観性、科学性を向上させる。

18. 知的財産権事例の指導業務を強化する。最高人民法院の指導事例、公報事例、モデル事例を合わせた知的財産権事例指導体系を構築し、司法裁判におけるモデル事例と

しての指導的役割を十分に発揮し、裁判規則の統一を促進する。

19. 4つのプラットフォームを活用して裁判の公開を徹底する。裁判プロセスの公開、法廷審理活動の公開、裁判文書の公開、執行情報の公開といった4つのプラットフォームを十分に利用し、当事者と社会公衆の知る権利、参画権及び監督権を最大限に保障する。「4.26」世界知的所有権の日の宣伝内容を充実させ、対外的宣伝効果を拡大し、社会各界の知的財産権の司法保護に対する理解、賛同、尊重及び信頼を深める。

20. 知的財産権の国際交流・協力を強化する。知的財産権保護のための多国間体系の構築に積極的に参加し、関連国際新規則の策定を共同で促進する。中国国外の司法、研究、実務機関及び知的財産権に関する国際機関との交流・協力を強化し、国際的影響力を持つ知的財産権セミナー・交流イベントを積極的に開催し、中国の知的財産権裁判文書の翻訳・普及・紹介業務に力を入れ、中国の知的財産権司法の国際的影響力を拡大する。

五、交流・協調業務を強化し、知的財産権保護の全体的な合力を形成する。

21. 多元的な紛争解決システムの健全化と充実化を図る。知的財産権紛争の複数のルートによる解決を支持し、知的財産権紛争調停合意の司法確認の試行を展開し、司法の多角的紛争解決体制の構築における先導的、促進的役割を十分に発揮し、紛争解決の全体的効果を高める。

22. 知的財産保護に関する協力体制を最適化する。公安、検察機関と、知的財産権の司法手続における意思疎通・調和を強化し、知的財産権、市場監督管理、著作権、税関、農業等の行政主管部門と、知的財産権の行政法執行手続における連携を強化し、知的財産権保護の全体的な合力の形成を促進する。

23. 情報伝達の調和と共有の仕組みを構築する。知的財産権行政主管機関とのデータ交換体制を構築・健全化し、知的財産権ビッグデータ分析ツールの活用の常態化を実現し、総合的な研究判断及び意思決定のレベルを高める。

六、裁判インフラの整備を強化し、知的財産権の司法保護業務を力強く支持する。

24. 知的財産権の裁判チームの構築を強化する。定員制裁判官の出向交流体制を整備し、優秀な裁判官助手を選任して下級法院へ働かせ、優秀な裁判官を選出して上級法院へ勤めるよう積極的に促進し、知的財産権人材の交流・共有を実現する。知的財産権司法人員の業務研修を強化する。司法アシスタントの配備を強化し、「裁判役、補助役、記録役」が全て整い、技術調査官が効果的に補う専門的な裁判チームを作り上げる。

25. 専門法院・法廷のインフラ整備を強化する。最高人民法院知的財産法廷及び各地の知的財産法院・法廷の整備を強化し、専門的裁判機構の機構配置、職員定数、オフィス、活動経費等の面における保障を強化し、知的財産権の司法保護のために堅実な人的・

物的基礎を提供する。

26. 知的財産権裁判の情報化建設を強化する。知的財産権の司法設備の近代化、インテリジェント化建設を強化し、区域を跨いだ知的財産権に係る遠隔訴訟プラットフォームの構築を積極的に推進する。インターネットでの立件、インターネットでの証拠交換、電子送達、オンライン開廷、インテリジェント音声認識、電子ファイリング、移動微法院（ウィーチャットに依託したモバイル裁判）等の情報化技術の普及・実用を大々的に推進し、裁判業務の全プロセスのオンライン処理を支持し、司法による知的財産権紛争解決の利便性、効率性及び透明性を高める。電子版の公文書、裁判文書、裁判情報等への高度な利用を強化し、司法ビッグデータを十分に利用してインテリジェントサービスと的確な意思決定を提供する。

最高人民法院
2020年4月15日

出所先：

2020年4月21日付け最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

出典：最高人民法院 2020年4月21日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html>